

区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業実施要綱

(制定) 令和6年6月4日付6環気地第37号

(改定) 令和7年2月13日付6環気地第259号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都内における再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、都内区市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「区市町村等」という。）による地産地消型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備の導入拡大を推進すること等を目的として行う、「区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、再生可能エネルギー発電等設備若しくは再生可能エネルギー熱利用設備を設置する都内の区市町村等に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項により認定された発電事業に用いるものを除く。）
- 二 再生可能エネルギー発電等設備 前号の設備及びそれに附帯する蓄電池
- 三 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、温度差熱、地中熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備
- 四 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 五 温度差熱利用 海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの
- 六 地中熱利用 昼夜間又は季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの
- 七 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値
- 八 リース契約 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていること。

九 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者

十 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間中に実施する次の各号の事業であって、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、助成対象とできる事業は、1つの区市町村等につき1年度あたり5件を上限とする。

また、本事業以外で、都の資金を原資とする助成金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業でないものとする。

一 再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を都内に設置する事業

ア 当該設備から得られた電気又は熱を区市町村等が所有する都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費する事業であること。

イ 再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業にあつては、年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。

ウ 再生可能エネルギー発電設備の導入にあつては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

エ 再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業にあつては、年間発熱量が、当該熱を供給する施設の年間消費熱量の範囲内であること。

オ 再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を同時に設置する場合にあつては、当該蓄電池は、当該設備を設置する施設（以下「再生可能エネルギー発電設備設置施設」という。）又は区市町村等が所有する都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に設置すること。

二 再生可能エネルギー発電等設備を都外に設置し（ただし、都内を管轄する一般送配電事業者の供給区域内に限る。）、当該設備から得られた電気を、当該設備を設置した区市町村等が所有する都外の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費する事業

ア 年間発電量が、当該施設の年間消費電力量の範囲内であること。

イ 再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

ウ 当該設備から得られた環境価値を区市町村等が所有する都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）において別に定める方法で自ら利用する事業であること。

エ 再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を同時に設置する場合にあつては、再生可能エネルギー発電設備設置施設に蓄電池を設置すること。

三 再生可能エネルギー発電設備を都外に設置し（当該設備による発電を行う事業者（以下「発

電事業者」という。)が当該設備を設置する場合を含む。) 、当該設備から得られた電気を区市町村等が所有する都内の特定の施設(住居の用に供する部分を除く。)に供給し、当該施設で消費する事業

ア 年間発電量が、当該設備から得られた電気を供給する区市町村等が所有する都内の特定の施設(住居の用に供する部分を除く。)の年間消費電力量の範囲内であること。

イ 再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」(最新版)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

ウ 再生可能エネルギー発電設備設置地域との関係構築(別に定める要件を満たすものに限る。)を行うものであること。

エ 再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を同時に設置する場合にあっては、当該蓄電池は、再生可能エネルギー発電設備設置施設又は区市町村等が所有する都内の特定の施設(住居の用に供する部分を除く。)に設置すること。

四 都内において、地中熱ポテンシャルマップのデータを活用して地中熱利用を行う事業

ア 事業の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

イ 事業の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

五 都内において、間伐材等の木質バイオマスの流通を推進する事業

ア 事業の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

イ 事業の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

六 再生可能エネルギー見える化事業

ア 都内においてバス停へのソーラーパネル、壁面へのソーラーパネル(薄膜型含む。)、ソーラーカーポート又はソーラーロードのいずれかとそれらに付帯する蓄電池を導入し、再生可能エネルギーを見える化することで、再生可能エネルギーに対する都民の理解増進を図ること。

イ 事業の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

ウ 事業の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーに関する普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

(助成対象事業者)

第5条 助成対象事業者は、区市町村等又は区市町村等と共同して助成対象事業を実施する者とする。ただし、第2項あるいは第3項により区市町村等と共同して交付申請を行う事業者にあつては、当該区市町村等に助成金を全額還元することを条件とし、当該区市町村等は、必要書類が当該事業者から遺漏なく提出され、交付申請が円滑に行われるよう、責任を持って調整を行うこと。

2 再生可能エネルギー発電設備を設置する発電事業者が、当該設備から得られた電気を区市町村等が所有する特定の施設(住居の用に供する部分を除く。)に対して供給する契約を締結

し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあっては、当該区市町村等と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とする。

また、当該供給に係る小売電気事業者を当該契約に含める場合は、当該交付申請の共同交付申請者とし、助成金の交付対象とすることができるものとする。

3 リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象となる。

一 リース事業者が助成対象事業を実施する区市町村等又は前項の発電事業者とリース契約を締結していること。

二 リース事業者及びリース使用者が共同で交付申請を行うこと。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

四 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

（助成対象設備）

第6条 助成対象設備は、第4条に規定する助成対象事業により設置する再生可能エネルギー発電等設備、再生可能エネルギー熱利用設備及び蓄電池であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものでないこと。

イ 未使用品であること。

ウ 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

（助成対象経費）

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費（第5条第2項及び第3項に規定する者は、消費税及び地方消費税を除く。）のうち、別表に掲げるものとする。ただし、第4条第四号から第六号までに規定する助成対象事業については、当該事業の普及啓発及び広域展開等に必要と認められる経費も対象とする。

2 第4条第一号から第三号まで及び第六号に規定する助成対象事業において蓄電池を導入する場合は、本事業で設置した再生可能エネルギー発電設備の発電容量に2時間に乗じた値以下の蓄電池の定格容量に係る経費を助成対象経費とする。

(助成金額)

第8条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号に掲げる助成対象事業の種別に応じて当該各号に掲げる額とする。

なお、助成対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は助成対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

- 一 第4条第一号及び第二号に規定する助成対象事業 助成対象経費の3分の2以内の額
 - 二 第4条第三号から第六号に規定する助成対象事業 助成対象経費の2分の1以内の額
- 2 助成金額の上限額は、一の助成事業につき100,000,000円とする。
 - 3 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - ア 第二号の基金を原資として、第4条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - イ 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

(本事業の実施期間)

第10条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和6年度から令和8年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和6年度から令和9年度までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附則（令和6年6月4日付6環気地第37号）

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。

附則（令和7年2月13日付6環気地第259号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費（事前調査費を含む。）
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費